

事 務 所 便 り NO 9 2 号

“就業者減少時代”の雇用拡大対策

◆2030年の就業者は今よりも850万人減少

厚生労働省は、経済の低成長が続いて雇用政策が進まなかった場合、2030年の就業者数は2010年時点より約850万人少ない約5,450万人になるとの推計結果をまとめました。

少子高齢化により現役世代である15～64歳の人口が減るためですが、経済成長率を維持し、女性や高齢者の就労支援が進んだ場合には、減少数は約210万人程度に抑えられるとしています。

労働力人口が大幅に減少することに対して、今後の対策が急務となっています。

◆製造業は減少、医療・福祉は増加

産業別にみると、2030年における「製造業」の就業者数は、経済の成長や政策がうまくいく楽観シナリオでも70万人程度減る見込みです。一方、「医療・福祉」の分野は300万人以上増え、それぞれの就業者数は1,000万人弱でほぼ並びます。

他に就業者数が伸びる業種は、「情報通信業」と「サービス業」だけとなっています。

◆若年層の支援が急務

大学の定員増加や少子化により大学進学率が上昇する一方、卒業時に就職も進学もしていない若者が増えているようです。

20～34歳の就業率は2010年で73%台にとどまっており、政府は若者と中小企業を結びつけることで若年層の就業者数を増やすことが急務だとしています。

◆雇用を「まもる」から「つくる」へ

同省がとりまとめた報告書では、雇用を「まもる」から「つくる」、「そだてる」、「つなぐ」に軸足を移すことが重要だと指摘しました。

安定した経済成長を続けるには、一部の産業への依存をやめ、様々な分野において人材を育てる訓練制度や育成支援を行うことで、労働者の生産性を高める工夫が必要だと言えるでしょう。

社会人が転職を考え始める年齢は？

◆「24～26歳」で3割超

株式会社インテリジェンスの転職サービス「DODA(デューダ)」が実施した調査「ビジネスパーソンが転職を考え始める年齢について」(大卒で転職経験のない5万人が対象)の結果によると、「25歳」「26歳」が同率11.3%で最も多く、次いで「24歳」の10.5%が続きました。

年代別では、「20代」が68.4%、「30代」が22.9%、「40代以上」が8.6%となっており、約7割が20代のうちに転職を考えていることがわかりました。

◆女性の8割超が20代で転職を検討

性別で見ると、女性の85.3%が20代で転職を考え始める一方、男性では60.4%でした。女性は出産・育児などによりキャリアが中断される可能性を視野に入れ、早い段階で自己のキャリアを見つめ直す人が多いためとみられます。

今後も女性の雇用確保には、企業の「ワークライフバランス」への取組みが大きく関係してくるでしょう。

◆技術系「27～29歳」、非技術系「23～25歳」が多い

職種別に転職を考え始めた年齢をみると、「モノづくり系エンジニア」、「IT系エンジニア」、「メディカル系技術職」などの技術系職種においては「27～29歳」（社会人5～7年）が多く、「販売／サービス系」、「事務アシスタント系」、「営業系」などの非技術系職種では、「23～25歳」（社会人2～4年）が多い傾向にあります。

「旅費規程」の見直しと経費節減策

◆財務省主導による調査の結果

財務省から、「民間企業の旅費に関する実態調査」（調査対象3,500社、回答540社）の結果が発表されています（調査実施は株式会社リサーチアンドソリューション）。

この内容は、出張が多く経費がかさみがちな企業にとっては、非常に参考になるものでしょう。

◆「旅費規程」の具体的な見直し内容

この調査結果によれば、「過去に旅費規程の見直しを実施した」企業は8割強で、大幅な見直しを実施していない企業は18.0%に過ぎませんでした。

平成23年度調査における「旅費規程」の見直し内容で、約15%以上の企業が実施している内容は次の8項目でした。

- (1) 手続き、精算方法の簡素化（25.0%）
- (2) ディスカウント・チケット等の利用（19.3%）
- (3) 手続き、精算方法の厳格化（17.6%）
- (4) 距離区分・地域区分の見直し（17.0%）
- (5) 出張事前承認・承認の厳格化（15.9%）
- (6) 日当の引下げ（15.4%）
- (7) 職階区分の見直し（14.6%）
- (8) 宿泊料の実費支給化（14.6%）

◆「旅費規程」の具体的な見直し内容

この調査結果によれば、「過去に旅費規程の見直しを実施した」企業は8割強で、大幅な見直しを実施していない企業は18.0%に過ぎませんでした。

平成23年度調査における「旅費規程」の見直し内容で、約15%以上の企業が実施している内容は次の8

項目でした。

- (1) 手続き、精算方法の簡素化（25.0%）
- (2) ディスカウント・チケット等の利用（19.3%）
- (3) 手続き、精算方法の厳格化（17.6%）
- (4) 距離区分・地域区分の見直し（17.0%）
- (5) 出張事前承認・承認の厳格化（15.9%）
- (6) 日当の引下げ（15.4%）
- (7) 職階区分の見直し（14.6%）
- (8) 宿泊料の実費支給化（14.6%）

◆具体的な経費節減策

また、出張関連の経費節減策として、下記の内容を実施している企業が多いようです。出張旅費が増加傾向にある企業にとっては経費節減のヒントとなるでしょう。

- ・出張件数の削減（必要な出張のみ実施、事前承認の厳格化、テレビ会議システムの導入）
- ・出張内容の短縮、小規模化
- ・「宿泊出張」から「日帰り出張」への変更
- ・各種割引運賃、パック商品、コーポレートカードの利用
- ・旅行代理店との契約
- ・会社でのマイレージの管理

9月の税務と労働の手続き続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

30日

- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）

～当事務所よりお知らせ～

残暑お見舞い申し上げます。

9月は、「全国労働衛生週間」の準備期間です。

労基署の是正指導・勧告も頻繁に行われるようです。